

PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果 (令和 6 年度末)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 廃棄物特別措置法)に基づき PCB 廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して令和 7 年 6 月末までに届出された、2025 年(令和 7 年)3 月末時点の PCB 廃棄物の保管等の状況について取りまとめた。

2024 年(令和 6 年)3 月末時点の所有・保管の状況と比較して、所有・保管されている高濃度 PCB 廃棄物のうち、変圧器が 32 台、コンデンサー(3kg 以上)が約 470 台、安定器が約 176,000 個減少している。なお、高濃度 PCB 廃棄物については、令和 7 年 10 月までに JESCO に登録され、令和 8 年 3 月までに処理が実施されている。

また、低濃度 PCB 廃棄物については、コンデンサー(3kg 以上)が約 2,000 台増加しており、変圧器が約 1,000 台、柱上変圧器が約 22,000 台減少している。

引き続き、早期処理を目指し、自治体と連携して PCB 廃棄物の適正処理に取り組む。

1. 集計の範囲

都道府県等において PCB 廃棄物を保管する事業者から届出のあった PCB 廃棄物の種類毎の保管量及び PCB 使用製品の種類毎の所有量を集計したものを環境省において全国集計した。PCB 廃棄物の種類は、以下のとおり分類している。

廃棄物の種類及び製品の種類

- | | | |
|-----------------|------------------|------------------|
| ①変圧器 (トランス) | ②コンデンサー (3kg 以上) | ③コンデンサー (3kg 未満) |
| ④柱上変圧器 (柱上トランス) | ⑤安定器 | ⑥PCB を含む油 |
| ⑦感圧複写紙 | ⑧ウエス | ⑨OF ケーブル |
| ⑩汚泥 | ⑪塗膜 | ⑫その他の機器 |
| ⑬その他 | | |

※PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領に示す「廃棄物の種類」及び「製品の種類」を 13 分類したものを示す。

2. 令和 7 年 3 月末現在の PCB 廃棄物の保管等集計結果

全国の集計結果を表 1 及び表 2 に示す。

表－1 PCB廃棄物の保管状況(令和7年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	11	約17台	7,274	約23,000台	276	約680台
コンデンサー(3kg以上)	348	約640台	3,212	約16,000台	365	約970台
コンデンサー(3kg未満)	250	約6,200台	1,965	約80,000台	184	約4,600台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	112	約35,000台	5	約8台
安定器	983	約26,000個	-	-個	893	約43,000個
PCBを含む油	32	約0.81トン	1,057	約4,700トン	23	約2トン
感圧複写紙	0	0トン	13	約40トン	0	0トン
ウエス	40	約0.95トン	680	約170トン	17	約1トン
OFケーブル	-	-トン	43	約150トン	0	0トン
汚泥	1	約0.59トン	120	約11,000トン	2	約210トン
塗膜	0	0トン	697	約2,700トン	2	約0.04トン
その他の機器	12	約70台	783	約7,000台	47	約120台
その他	108	約140トン	1,890	約8,100トン	67	約13トン

表－2 PCB使用製品の所有状況(令和7年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変圧器(トランス)	0	0台	6,995	約22,000台	698	約1,700台
コンデンサー(3kg以上)	11	約12台	1,182	約7,400台	1,190	約2,600台
コンデンサー(3kg未満)	6	約1,500台	477	約10,000台	162	約870台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	59	約250台	4	約12台
安定器	25	約1,900個	-	-個	34	約2,100個
PCBを含む油	6	約0.06トン	98	約130トン	1	約0.00トン
感圧複写紙	0	0トン	0	0トン	0	0トン
ウエス	0	0トン	1	0トン	0	0トン
OFケーブル	-	-トン	43	約100トン	0	0トン
汚泥	0	0トン	0	0トン	0	0トン
塗膜	0	0トン	409	約540トン	1	0トン
その他の機器	2	約3台	717	約3,500台	84	約280台
その他	5	約0.46トン	269	約6,500トン	22	約5トン

○表－1及び表－2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。計上されていない保管量及び所有量の詳細は表3～表15を参照されたい。

○PCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kgまたは0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、または複合汚染物である。

○「保管中の低濃度PCB安定器」で計上されている安定器は微量PCB含有疑いの安定器を指すため、濃度不明に再分類することとした。

(参考)令和5年度末時点のPCB廃棄物の保管等の状況及び6年度末時点への変化量

参考表1-1 PCB廃棄物の保管状況(令和6年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	19	44台	8,518	約24,000台	398	約930台
コンデンサー(3kg以上)	403	約1,100台	3,476	約14,000台	432	約1,100台
コンデンサー(3kg未満)	338	約120,000台	1,721	約70,000台	209	約11,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	146	約57,000台	7	14台
安定器	990	約200,000個	-	-個	768	約36,000個
PCBを含む油	28	約1トン	1,274	約43,000トン	31	約39トン
感圧複写紙	2	約0.05トン	21	約42トン	0	0トン
ウエス	61	約4トン	742	約140トン	26	約3トン
OFケーブル	-	-トン	27	約440トン	0	0トン
汚泥	6	約12トン	129	約9,900トン	6	約190トン
塗膜	0	0トン	624	約1,900トン	9	約5トン
その他の機器	30	約5,900台	1,717	約9,500台	77	約120台
その他	141	約210トン	2,320	約12,000トン	94	約39トン

参考表1-2 令和5年度末から6年度末時点にかけての保管量の変化量

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	-8	-27台	-1,244	約-1,000台	-122	約-250台
コンデンサー(3kg以上)	-55	約-460台	-264	約2,000台	-67	約-130台
コンデンサー(3kg未満)	-88	約-113,800台	244	約10,000台	-25	約-6,400台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	-34	約-22,000台	-2	-6台
安定器	-7	約-174,000個	-	-個	125	約7,000個
PCBを含む油	5	約-0.13トン	-217	約-38,300トン	-8	約-37トン
感圧複写紙	-2	-0.05トン	-8	約-2トン	0	0トン
ウエス	-21	約-3.05トン	-62	約30トン	-9	約-2トン
OFケーブル	-	-トン	16	約-290トン	0	0トン
汚泥	-5	約-11.41トン	-9	約1,100トン	-4	約20トン
塗膜	0	0トン	73	約800トン	-7	約-4.96トン
その他の機器	-18	約-5,830台	-934	約-2,500台	-30	約0台
その他	-33	約-70トン	-430	約-3,900トン	-27	約-26トン

○表1-1及び表1-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。使用中電気工作物の中で特に柱上変圧器については、複数の事業場から重複して届け出られるため、電力会社に重複分を削除した値を確認の上、集計した。なお、一部事業者においては、低濃度柱上変圧器を所有しているが、使用中のため、今年度より届出不要の措置が取られている。昨年度までの届出は行われていたことを鑑み、既存のデータが存在する場合として昨年度の値を集計に含めた。

○令和3年度末まで「保管中の低濃度PCB安定器」で計上されている安定器は微量PCB含有疑いの安定器を指すため、濃度不明に再分類することとした。

参考表2-1 PCB使用製品の所有状況(令和6年3月31日現在)

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 (ト ラ ン ス)	2	5 台	8,035	約 26,000 台	938	約 2,300 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 以 上)	15	18 台	951	約 5,600 台	1,490	約 3,500 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 未 満)	9	39 台	430	約 6,100 台	182	約 1,300 台
柱 上 変 圧 器 (柱 上 ト ラ ン ス)	-	- 台	76	約 1,800 台	4	12 台
安 定 器	75	約 3,400 個	-	- 個	61	約 1,900 個
P C B を 含 む 油	4	約 0.001 トン	101	約 130 トン	2	約 0.001 トン
感 圧 複 写 紙	0	0 トン	0	0 トン	0	0 トン
ウ エ ス	0	0 トン	0	0 トン	0	0 トン
O F ケ ー プ ル	-	- トン	55	約 260 トン	0	0 トン
汚 泥	0	0 トン	4	約 3 トン	1	0 トン
塗 膜	0	0 トン	324	約 910 トン	1	0 トン
そ の 他 の 機 器	0	0 台	997	約 5,000 台	159	約 580 台
そ の 他	1	0 トン	335	約 6,400 トン	37	約 5 トン

参考表2-2 令和5年度末から6年度末時点にかけての所有量の変化量

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 (ト ラ ン ス)	-2	-5 台	-1,040	約-4,000 台	-240	約-600 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 以 上)	-4	-6 台	231	約 1,800 台	-300	約-900 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 未 満)	-3	1461 台	47	約 3,900 台	-20	約-430 台
柱 上 変 圧 器 (柱 上 ト ラ ン ス)	-	- 台	-17	約-1,550 台	0	0 台
安 定 器	-50	約-1,500 個	-	- 個	-27	約 200 個
P C B を 含 む 油	1	約-0.001 トン	-3	約 0 トン	-1	約-0.001 トン
感 圧 複 写 紙	0	0 トン	0	0 トン	0	0 トン
ウ エ ス	0	0 トン	1	0 トン	0	0 トン
O F ケ ー プ ル	-	- トン	-12	約-160 トン	0	0 トン
汚 泥	0	0 トン	-4	-3 トン	-1	0 トン
塗 膜	0	0 トン	85	約-370 トン	0	0 トン
そ の 他 の 機 器	2	3 台	-280	約-1,500 台	-75	約-300 台
そ の 他	3	0.23 トン	-66	約 100 トン	-15	約 0 トン

○表2-1及び表2-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等（「変圧器（トランス）」、「コンデンサー（3kg以上）」、「コンデンサー（3kg未満）」、「柱上変圧器（柱上トランス）」、「安定器」、「その他の機器」）が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等（「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」）については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器（トランス）」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg未満）」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー（3kg以上）」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特指法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。使用中電気工作物の中で特に柱上変圧器については、複数の事業場から重複して届け出られるため、電力会社に重複分を削除した値を確認の上、集計した。なお、一部事業者においては、低濃度柱上変圧器を所有しているが、使用中のため、今年度より届出不要の措置が取られている。昨年度までの届出は行われていたことを鑑み、既存のデータが存在する場合として昨年度の値を集計に含めた。

○令和3年度末まで「保管中の低濃度PCB安定器」で計上されている安定器は微量PCB含有疑いの安定器を指すため、濃度不明に再分類することとした。